

自動車リサイクル法の破砕業申請等手続きにかかる様式集

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「省令」という。）で定めてある様式

	書類の区分	名称及び様式
1	法第68条第1項（省令第60条）の規定による破砕業の許可の申請	破砕業許可（許可の更新）申請書（省令様式第八）
2	法第70条第1項（省令第63条）の規定による破砕業の事業の範囲の変更許可の申請	破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（省令様式第十）
3	法第71条第1項（省令第64条）の規定による破砕業の変更の届出	破砕業変更届出書（省令様式第十一）

その他の提出書類の様式（参考）

	書類の区分	名称
1	法第72条において準用する法第64条の規定による破砕業の廃業等の届出	破砕業廃業等届出書
2	法第68条第2項の規定による法第69条第1項第2号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	誓約書
3	省令第60条第1項第3号及び第4号の規定による事業計画書及び収支見積書	破砕業申請に係る事業計画書及び収支見積書（様式1, 2）
4	破砕業許可証の再交付の申請	破砕業許可証再交付申請書

様式第八(第六十条関係)

破碎業 許 可 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
		電話番号
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。 。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

破砕業を行おうとする事業所
 以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要す各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十(第六十三条関係)

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所 以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の名前及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の名前及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名前（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の 氏名	
住所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	

解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破砕業変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破砕業廃業等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、破砕業の廃業等について届け出ます。

事業所の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
3 既に交付を受けている許可証を添付すること。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号に規定する下記欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合罪)、第222条(脅迫罪)若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であった者で当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。))
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。))
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。))がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注2)のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令の定める使用人(注2)のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

年 月 日

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

宮崎県知事

殿

注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令の定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

破砕業許可申請に係る事業計画書及び収支見積書（様式1）

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破砕実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (台)	保管量の上限	台 (台)
現在保管量	台 (台)	現在保管量	台 (台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度(年) (決算月(月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
経費	リ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-リ				
営業外損益	カ(主に支払利息(注))				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高)	(千円)	

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

破砕業許可申請に係る事業計画書及び収支見積書（様式２）

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している解体済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類(すべて記載)(注)	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量(種類別)	
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善にかかる資金の調達先	

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管ASRに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

II 収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益（1台当平均）A	円	
解体自動車等処分料金収入（1台当平均）B	円	
販売費及び一般管理費（1台当平均）C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 E=(A+B-C)*D	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 G=(A-C)*F	千円	
自動車破砕業による利益 ア H=E+G	千円	
保管ASR等に係る処分費用 イ I	千円	

III 単価（1台当平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのAへ	
解体自動車等処分料金収入→ⅡのBへ（注）	
販売費及び一般管理費→ⅡのCへ	

(注) 1 処分料を徴収して引取することを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近3年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。

2-2. 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

項目		直近期 の実績 (千円)	単価 (円)	主な引取先、 引渡先又は 売却先	備 考
収入	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数()台
	解体自動車処分受託手数料(注)				前年受託実績()台
	有用物・有用金属売却収入				※主な内訳下記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	ASR引渡料金				前年引渡実績()t
支出	解体自動車引取費用(注)				前年引取台数()台
	廃棄物処分委託手数料(計)				
	ASR				
	解体自動車				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
	(種類)				
その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。
 2 直近年について作成すること。
 3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書 (貸借対照表を含む) を添付する場合は、作成不要。

破砕業許可証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり破砕業許可証の再交付を受けたいので、申請します。

許可年月日	
許可証番号	
再交付申請の理由	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 再交付申請の理由の欄には、紛失、汚損の別を記載するとともに、紛失の場合にあっては、その経緯等について具体的に記載すること。

3 既に交付を受けている許可証を添付すること。